

## 出産・疾病等に関する申立書

住 所	上峰町大字 坊所383 番地 1		
児 童 氏 名	上峰 楓	上峰 さくら	
出 産 に 関 す る 状 況			
母 親 の 氏 名	上峰 花子		
出 産 ( 予 定 ) 日	令和5年 6月 10日 ※母子手帳の写しを添付すること		
参 考	離職年月日	令和4年 9月 1日	
	出産前の勤務先	会 社 名	コンビニ上峰
		住 所	上峰町大字堤〇〇〇番地 8
親（祖父母）の疾病・障害等についての内容			
[ 親（祖父母）の氏名 ]		父 ・ 母	祖父 ・ 祖母
[ 手 帳 の 有 無 ]	身体（ 種一 級）・療育（ ）・精神（ 級）		
[ 診 断 書 の 有 無 ]	〔 有 ・ 無 〕 ※有の場合は写しを添付すること		
[具体的現状]			
<p>上記のとおり相違ないことを申し立てます。なお入所後の調査において、申立書の内容に虚偽がある事が判明した場合には、保育の実施を解除されても異議ありません。また、出産に関しては産後3ヶ月以内に就労しない場合、保育の実施を解除されても異議ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和4年 10月 20日</p> <p style="text-align: center;">(保護者氏名) 上峰 太郎</p>			

※ 出産による保育の実施期間は、出産月及び産前2ヶ月+産後2ヶ月に限ります。

※ 就職された場合には、改めて就労証明書を提出してください。

※ 育児休業中も上の子を例外的に預かる場合がありますが、休業明けは必ず元の職場に復帰することが勤務先から約束されている場合のみです。(育児休業を理由に申し込む場合はこの様式ではなく、就労証明書を提出してください。)